

## 社会福祉法人高峰福社会

# 地域交流館たかみね 使用規程

### 第1条（趣旨）

この規程は、社会福祉法人高峰福社会が地域に開かれた法人として、地域住民同士の交流を深め連携を図る場、介護予防拠点を図る場となることを目指し、敷地内の「地域交流館」を地域に開放・提供するために必要な事項を定める。

### 第2条（使用目的及び対象）

地域住民同士の交流を深め連携を図るための自治会、老人会、社会福祉協議会、民生委員、子供会等の会議、研修会、講習会等。

### 第3条（使用料）

第2条における使用目的により、営利的費用が発生しないものに関しては無料とする。ただし、営利的費用（参加費500円までの営利的費用に限る）が発生する使用に関しては、1ホール1時間あたり500円とする。

#### 第4条（使用時間）

地域交流館の使用時間は次の通りとする。ただし、法人側が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

月曜日～日曜日：午前8時30分～午後10時00分まで

#### 第5条（使用者の遵守事項）

地域交流館を使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。遵守できない場合、法人側は地域交流館の使用を拒否しまたは退去を命じることができる。

- ① 使用の承認によって生じる権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。
- ② 使用者は、その使用の目的を終了したときは直ちに備品等を現状に戻し清掃すること。
- ③ 政治活動や宗教等の布教活動に使用しないこと。
- ④ 営利目的の物品展示、販売、宣伝、またはこれに類する行為をしないこと。
- ⑤ 使用する者が暴力団または暴力団の関係下にある個人・団体でないこと。
- ⑥ 他人に危害を及ぼす行為または、騒音等他人に迷惑になる行為をしないこと。
- ⑦ 建物・設備・備品等を汚損・破損する恐れのある行為をしないこと。
- ⑧ 火災その他災害の防止に万全に期すること。

- ⑨ 危険物その他、他人に迷惑になる物品、補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)を除く動物類を持ち込まないこと。
- ⑩ 地域交流館内の飲食は可能(原則として飲酒は禁止)だが、弁当殻類は持ち帰ること。
- ⑪ 館内では喫煙しないこと。
- ⑫ その他、施設管理上不適切な行為はしないこと。

#### 第6条（使用許可等の申請等）

原則として、使用日の1週間前までに「地域交流館使用申込書」を提出し、担当者の承認を受けなければならない。

#### 第7条（施設備品の貸出）

台所の備品(湯飲み・急須・ポット類)を使用する場合、または椅子の追加がある場合は、使用許可申請の際に担当者に届出しなければならない。

#### 第8条（使用の取消及び変更）

使用の許可を受けた者が、その後内容の変更(取消または日時の変更等)を使用とするときは、提出した「地域交流館使用申込書」の内容の訂正を書面にて行い、

担当者へ提出しなければならない。

#### 第9条（使用の管理）

1. 担当者は地域交流館の使用許可を行った場合は、地域交流館の設備予約表に使用者の名称・使用日時・時間等を記載し、地域交流館の円滑な管理を行うものとする。
2. 前提の規程についての受付、事務等は社会福祉法人高峰福社会の担当者が行うこととする。

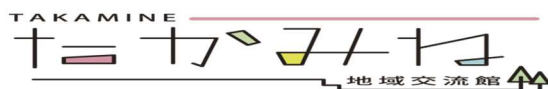
#### 第10条（損害等の届出及び賠償）

使用者が施設、設備等を破損または滅失したときは、当該使用者は直ちにその旨を担当者に届け出て指示に従うようにする。

#### 第11条（雑則）

この規程に定めるもののほか、施設の利用に関して必要な事項は運営委員会にて決定する。

附則 この規程は平成30年3月1日より施行する



## 使用申込書

年 月 日

申請者(団体名) \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

地域交流館たかみねの使用規程を守って、下記のとおりの内容で施設の使用を申し込みます。

### 記

活動名	
使用の目的	
使用時間	年 月 日 時～ 時まで
参加予定人数	人
貸出物品	
備考	

#### ☆注意☆

- ・使用後は備品を元通りに片付けて下さい。
- ・使用後、ホールの清掃また、ゴミ等はお持ち帰り下さい。
- ・備品を破損した場合には速やかに申し出て下さい。

上記の内容で地域交流館たかみねの使用を許可します。

年 月 日

地域交流館たかみね

施設長 佐藤良太 印